

平成30年度 第2回 仙台市景観総合審議会

日時：平成30年8月24日（金）

15時～17時

場所：本庁舎2階 第1委員会室

次 第

1. 開会
2. 都市整備局長挨拶
3. 会長挨拶
4. 事務局からの報告
5. 議事
 - 〈報告事項〉
 - ・（市）青葉山線 大橋防護柵かさ上げについて
 - 〈審議事項〉
 - ・今後の景観施策のあり方について
（評価検証の進め方について）
6. 閉会

— 配 付 資 料 —

資料1：（市）青葉山線 大橋防護柵かさ上げについて

資料2：今後の景観施策のあり方について

（評価検証の進め方について）

仙台市景観総合審議会 委員名簿

任期：平成30年5月15日～平成32年5月14日

(平成30年7月5日現在)

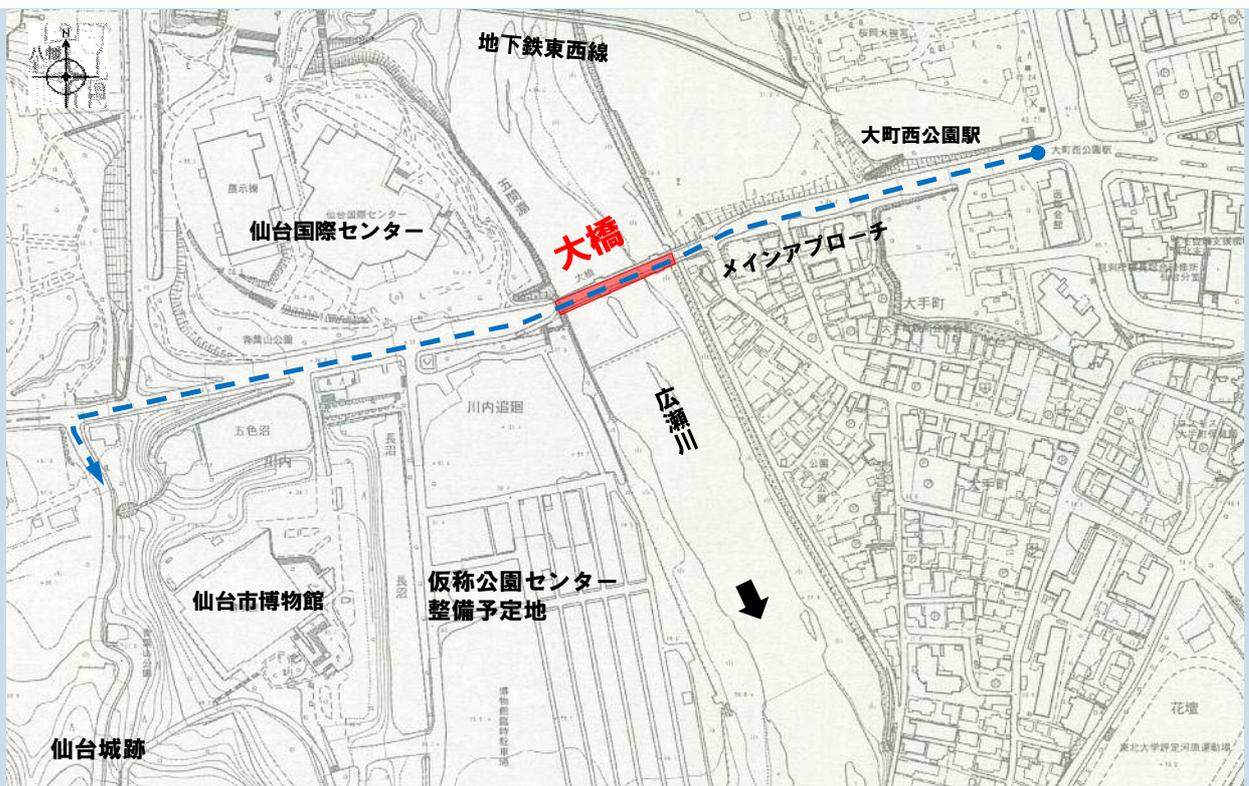
氏名	所属・役職等
いなば まさこ 稲葉 雅子	(株)たびむすび 代表取締役 (株)ゆいネット 代表取締役
こばやし としこ 小林 淑子	宮城県建築士会会員 (株)魁設計 設計室 室長
すぎやま あきこ 杉山 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 シニアコンサルタント
たかやま ひでき 高山 秀樹	仙台商工会議所 理事・事務局長
たけやま りょうぞう 武山 良三	富山大学芸術文化学部 学部長・教授
とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之	宮城県屋外広告美術協同組合 常任相談役 (株)アキバ商会 代表取締役
はしもと けいいち 橋本 啓一	仙台市議会議員
ばば たまき 馬場 たまき	尚絅学院大学総合人間科学部 准教授
ふなびき としあき 舟引 敏明	宮城大学事業構想学群 教授
ふわ まさひと 不破 正仁	東北工業大学工学部建築学科 講師
ほり しげる 堀 繁	(一社)まちの魅力づくり研究室 理事 東京大学名誉教授
やん しゅあん 巖 爽	宮城学院女子大学生生活科学部 教授
よしかわ ゆみ 吉川 由美	(有)ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役

(五十音順, 敬称略)

(市)青葉山線 大橋 防護柵かさ上げについて

平成30年8月
仙台市建設局道路保全課

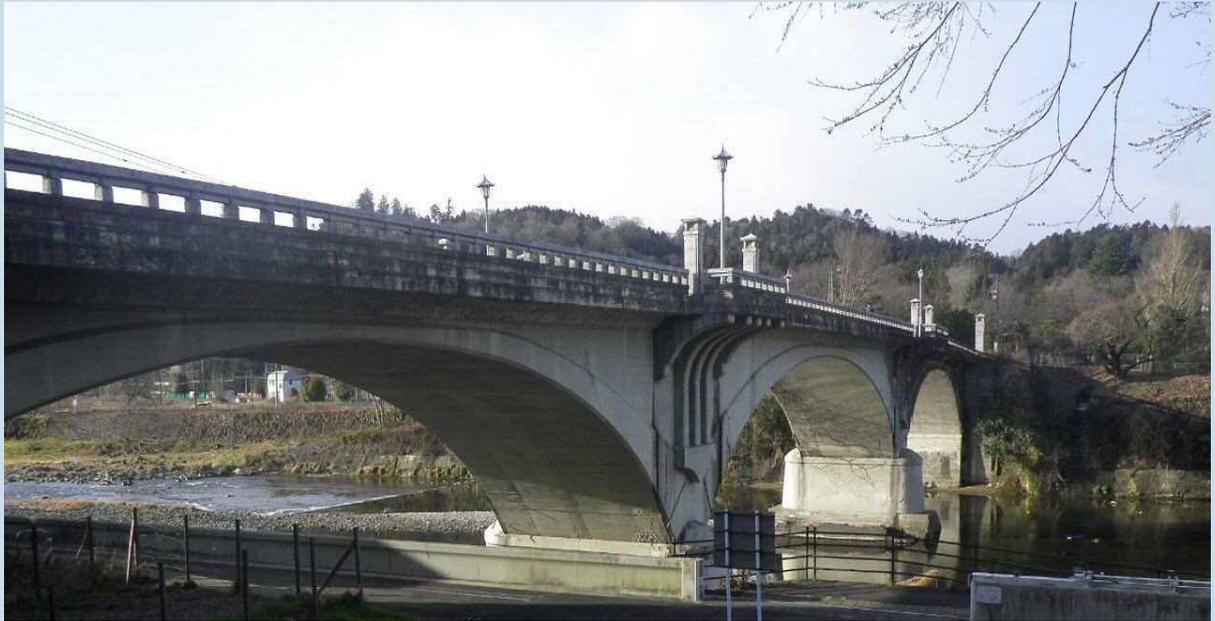
位置図(大橋)



大橋の概要

■ 大橋の概要

- ・ 現在の大橋は3代目、昭和13年に完成
鉄筋コンクリート製の アーチ橋



大橋の概要（耐震補強等工事）

■ 既存景観に配慮した耐震補強等工事

- ・ これまで、橋の既存景観を損なわないように耐震補強等の工事を行ってきました。



平成28年12月工事完成後

大橋の現状(交通量)

■ 交通量

- ・ 観光や地域の生活道路として利用
- ・ 公園センターの整備等による交通量の増加



大橋の現状(防護柵)

■ 大橋防護柵の現況

防護柵の高さは 90 cm



▲大橋の防護柵高さ（現況）

大橋の防護柵のかさ上げ

■ 防護柵のかさ上げ

現行標準規格より20cm高さ不足

現行標準規格を満たす高さの確保による安全性の向上



▲大橋の防護柵現況高さと標準規格

かさ上げ部のデザインの考え方

■ 青葉山公園(仮称)公園センターの施設デザインの考え方

- ・大橋から見える遠景、近景、建物の質感などランドスケープを意識したデザイン

■ 仙台市「杜の都」景観計画

- ・景観重点区域(大橋)の建築物等は、河川景観と調和する形態、意匠、色彩とする。

★大橋からの周辺景色の眺望

- ・防護柵越しに周辺の景色を見た際、違和感のないデザイン

★周辺からの大橋の見え方に配慮

- ・周辺から大橋を見た際、自然なデザイン

かさ上げ部のデザインの考え方

既存の防護柵との一体感に配慮、同じ素材・同じ色合い



▲防護柵かさ上げのイメージ図

今後の景観施策のあり方について（評価検証の進め方について）

1. 前回審議会の概要

- ・評価検証の進め方や内容の方針、考え方について説明
- ・委員からの意見は **別紙1** 主な意見参照

2. 評価検証の進め方（**別紙2**参照）

- ・**景観法と杜の都の風土を育む景観条例**による総合的な取組みである、**景観7方策**それぞれについて、現況の確認・整理を行う。
- ・現況の確認・整理は、**各方策の内容や実績の整理**、**各方策の実態や当事者の意見等の調査**、これらを踏まえた**課題点の抽出**を行い、**各方策でのシート**（**別紙3**参照）としてまとめる。
- ・上記調査は「**景観の現状の把握**」「**方策の当事者へのヒアリング**」「**景観計画・景観地区の届出書類等の分析**」を7方策の内容に応じ行っていく。

	景観の現状把握	届出等の分析	ヒアリング
方策1：景観計画	○		
方策2：景観計画の行為の届出		○	
方策3：景観地区の指定と行為の認定	○	○	
方策4・6：杜の都景観重要建造物等の指定と助成	○		○
方策5：杜の都景観協定の締結	○		○
方策5・6：景観まちづくり協議会の認定と支援			○
方策6：都市景観賞	○		○
方策6：景観アドバイザー			○
方策7：景観推進員（景観サポーター）			○

- ・現状の確認・整理を踏まえ、**評価検証**として、**各方策のできた部分と抜けてきた部分（※）の確認**を行い（各方策の課題点の確認）、そこから**景観施策の目標の達成度も確認**する。

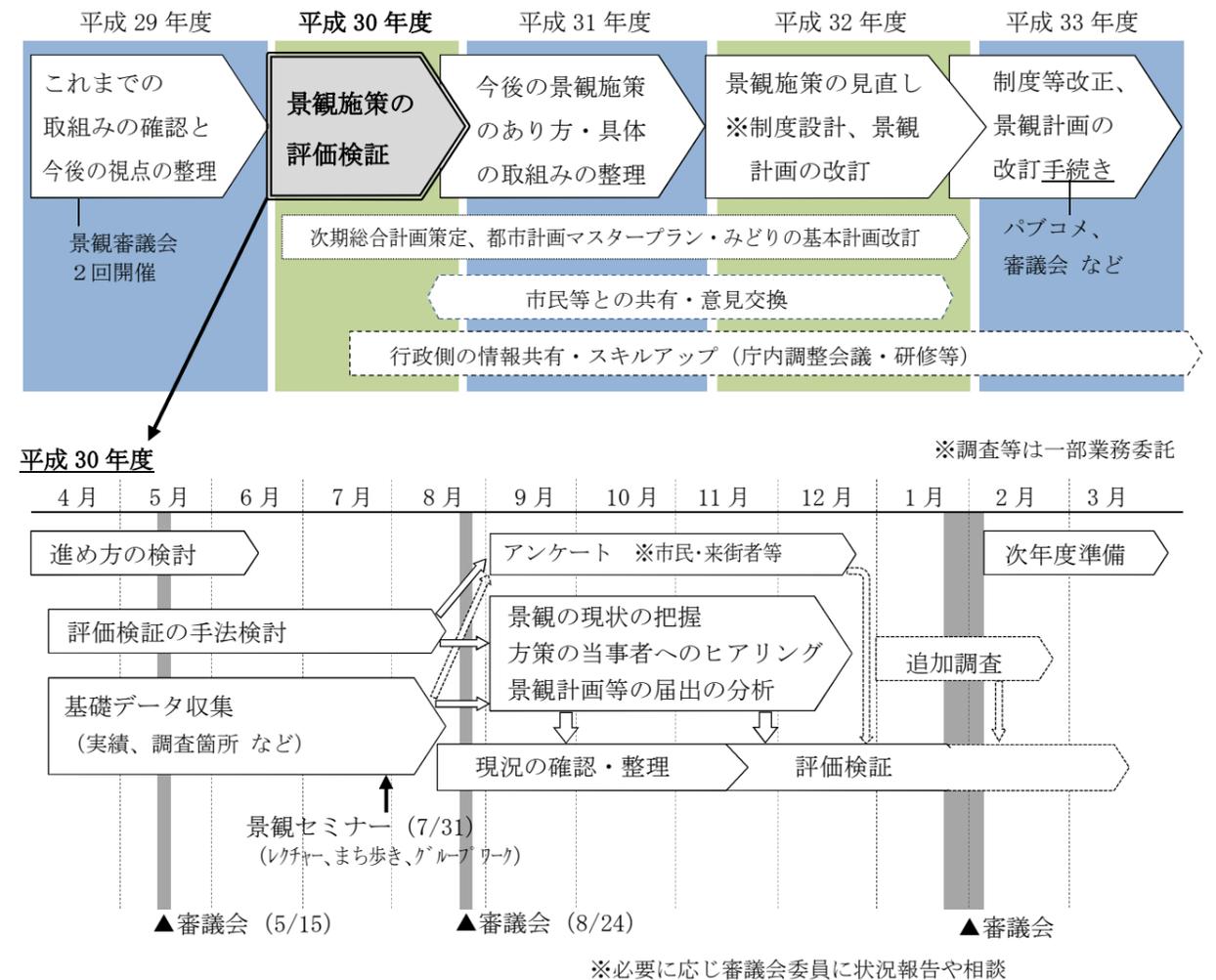
※抜けてきた部分は、できなかった、当初想定していなかった、必要がなくなった などに分類

- ・**景観への意識の把握のためのアンケート**も市民や仙台以外の方を対象に行い、**評価検証**だけでなく、必要な取組みの整理や施策見直しの方向性の参考の1つとする
- ・進めていく過程で、**市民等との共有・意見交換**を行い、必要な取組みの整理などにフィードバックしていく。また、課題点のうち**現制度の中で対応できる部分は検討し実施**していく。

3. 各方策のねらいと実績 など

- ・各方策の概要、ねらい、実績などについては、**別紙4**参照
- ・各方策の時系列での実施状況については、**別紙5**参照

4. スケジュール



※必要に応じ審議会委員に状況報告や相談

平成 30 年度 第 1 回景観総合審議会 の概要

○説明内容

【あり方検討の背景と目的】

- ・「杜の都の風土を育む景観条例」制定から 20 年以上、景観法にもとづく「仙台市『杜の都』景観計画」策定から約 10 年が経過
- ・策定時から、本市の状況やまちづくりの考え方、行政と市民の役割、市民意識なども変化
- ・景観施策の基本的な部分（目標、景観 3 原則、景観 7 方策）は大きくかわっていない
- ・平成 32 年度予定の、次期総合計画の策定、都市計画マスタープランやみどりの基本計画の改訂に着手
→これらを踏まえ、景観施策について評価検証を行い、今後の取組みの整理や必要な施策見直しを検討していく

【評価検証の方針】

- ①各方策のねらいに対する実際の効果を確認する
- ②景観に対する市民・事業者・行政の意識や取組みの実態を把握する
- ③景観施策の推進による景観の変化等の分析をする
- ④景観施策を進めてきた中で、できた部分と抜けてきた部分を整理する

【評価検証の際の考え方】

- ・セミナーやワークショップを絡めて進める
- ・景観のポイントをしばって調査する
- ・悪い点でなくこうすることで良くなるという視点を重視する

○主な意見

1. 景観施策の評価検証の目的や方法に関すること

【目標と 7 方策について】 ※目標と 7 方策については参考資料 1 参照

- ・仙台市が進めてきた各目標と 7 方策について、正しく機能しているか確認し、改善点があれば直すための評価検証とすべきである。
- ・景観及び景観施策が、各目標に寄与しているかを評価検証すれば良い。
- ・「目標 1：都市のアイデンティティの創出」については、これまで審議会の議論の中で重要視され、都市のアイデンティティとは何かという問いかけもあった。その答えにつながるような調査であるとよい。
- ・7 方策については、方策ごとに「ねらい」を掘り下げて考え、「ねらい」対してどのような効果があったのかを評価検証をすべきである。

【対象エリアについて】

- ・評価検証の対象エリアを明確にしてほしい。定禅寺通、青葉通及び広瀬通だけが仙台の景観を形づくるのではない。（⇒最初は、景観重点区域を中心に評価検証したい。）

【評価の視点について】

- ・景観を外側から眺めた評価だけではなく、暮らしや活動することによる印象など、景観の中に入り込んだ視点での評価も必要である。
- ・見た目の景観だけではなく、その場所で行われる市民の活動、イベントやまちの使い方も含めて景観として評価されると良い。
- ・見た目がきれいかという視点だけではなく、行ってみたい場所であるか、活動したい場所であるかという視点も必要である。

【市民以外からの評価について】

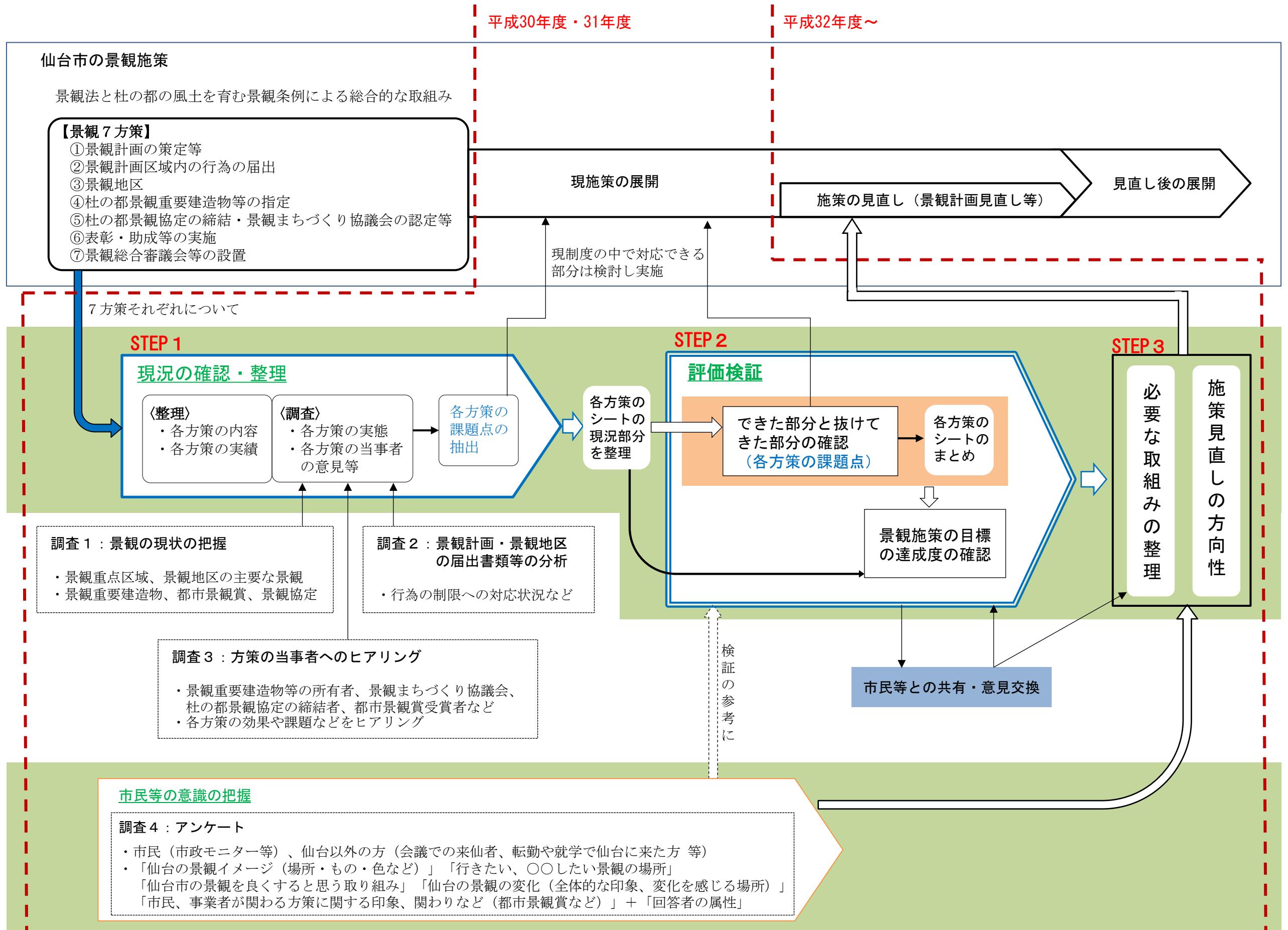
- ・景観づくりは、まちなかの賑わいを創出し、都市間競争に勝つための重要な手段である。仙台市が都市間競争に勝っていくためには、市民以外からも仙台のイメージや評価を聞いていく必要がある。
- ・専門家による評価も必要である。市民の視点と専門家の視点を合わせ持ちながら景観をつくりあげていくべきである。

【調査の留意点など】

- ・市民へのアンケートやヒアリングを行う場合に、回答者の属性を評価の目的に応じて適切に選定する必要がある。把握したいことがうまく引き出せるように工夫が必要である。
- ・ワークショップを開催することにより、市民が評価する景観はどのようなものか、参加者の居住地などの地域性や距離感がどのように評価に影響するかなどを丁寧に把握できる。
- ・セミナーやワークショップの開催により、市民の景観形成に対する知識向上、意識の醸成などにつなげていくという考え方はとても良い。

2. 今後の景観施策の課題など

- ・地域の魅力的な景観形成のためには、地形や歴史などを背景にどのような街づくりが行われ、どのように市民が暮らしてきたかを把握することが大切であり、今後は、歴史・文化という視点の評価も必要である。
- ・他部署の他の事業との連携が必要である。また、景観総合審議会の議論を上位計画の策定にも生かすことが大切である。



例

方策3: 景観地区

現況	
方策の概要	建築物の形態・意匠の制限を景観地区で定め、その他配慮事項を誘導指針として整理し、建築物の新築等の際の申請の際に、申請者がチェックリストによりこれらを自己診断し、市との協議や市による確認を行い、認定の判断をする。 地区計画(用途や高さ等の制限)、広告物モデル地区も指定し、良好な景観形成をより効果的に図る。
関連方策	・方策1(推進方策) <input type="checkbox"/> 方策5(協議会)
ねらい 目標	○ねらい 【仙台を象徴する良好な景観形成の積極的誘導】 杜の都にふさわしいすぐれた景観形成を図る地区において、景観地区制度を活用することで、仙台を象徴する良好な景観形成を積極的に誘導していく。 ○目標 (マイナス防止) 仙台を象徴する景観の保全を図る。 (プラス付加) 地区の景観が向上する整備が積極的に行われる。
実施状況	シンボルロードや仙台の玄関口等で活用を推進 ↓ 平成23年度 定禅寺通地区、宮城野通地区指定(景観形成地区からの移行) 平成27年度 青葉通地区指定 平成28年度 宮城野通東地区指定 ○地区ごとの認定建物件数 定禅寺通地区 9件 青葉通地区 10件 宮城野通地区 28件 計 47件 ※認定建物の状況は裏面参照
現況と課題	

評価検証
所見
達成できた点
抜けてきた点
今後の対応

景観地区の認定申請の状況



※景観地区の区域は、地区計画、広告物モデル地区、誘導指針（配慮事項等）を定め、街並み形成ガイドラインとして整理

年度別内訳

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
定禅寺通地区	0	2	2	1	1	1	2	9
宮城野通地区	0	13	3	1	1	1	9	28
青葉通地区	-	-	-	-	0	7	3	10
計	0	15	5	2	2	9	14	47

高さ別内訳

	～10m	10～20m	20～40m	40～60m	60～80m	80～100m	100m～	計
定禅寺通地区	3	4	1	1	0	0	0	9
宮城野通地区	24	1	2	1	0	0	0	28
青葉通地区	5	0	3	2	0	0	0	10
計	32	5	6	4	0	0	0	47

用途別内訳

	住居系	商業・業務系	医療・福祉系	工業・物流系	公共系	その他	計
定禅寺通地区	4	4	0	0	0	1	9
宮城野通地区	6	8	0	0	1	13	28
青葉通地区	3	4	0	0	3	0	10
計	13	16	0	0	4	14	47

※宮城野通の住宅展示場と選挙事務所はその他に計上

面積別内訳

	～200㎡	200～500㎡	500～1,000㎡	1,000～2,000㎡	2,000～5,000㎡	5,000～10,000㎡	10,000㎡～	計
定禅寺通地区	3	1	2	2	0	1	0	9
宮城野通地区	12	14	0	2	0	0	1	28
青葉通地区	4	1	0	0	3	1	1	10
計	19	16	2	4	3	2	2	47

行為別内訳

	新築	増築	改修	計
定禅寺通地区	6	1	2	9
宮城野通地区	24	2	2	28
青葉通地区	10	0	0	10
計	40	3	4	47

方策	概要	関連方策	ねらい	ねらいに対する目標	取り組みの方針と実績	現況と課題	調査項目(参考)
方策1 景観計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> 市全域を景観計画区域とし、景観特性により8つのゾーンに分け、①景観形成の方針と②行為の制限に関する事項等を定める。 旧城下町エリアを景観重点区域に指定し、よりきめ細やかな①景観形成の方針と②行為の制限を定める。 屋外広告物の行為の制限を定める。 景観重点区域内で、景観重要公共施設の整備に関する事項を定める。 今後の推進方策を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 方策2 (行為の届出等) 方策3 (景観地区) 方策5 (協定、協議会) 方策7 (景観サポーター) 	<p>【景観形成の基本的方向の明示】</p> <p>景観形成を総合的かつ計画的に進めていくため、仙台市の景観形成の基本的方向(方針、行為の制限など)を明らかにし、<u>関連施策の推進</u>につなげる。</p>	<p>(マイナスの防止) 景観形成の方針、行為の制限などで景観の保全を図る。 (プラスの付加) 景観に配慮された建物や公共施設の整備が行われる。 景観計画を踏まえた、方策2～7の関連施策が推進される。</p>	<p>景観計画を策定する ↓ 平成21年に策定 (平成24年に一部変更)</p> <p>今後の推進方策の実施 ①景観地区制度の活用 ②都市計画制度等との連携 ③景観協議会の設置 ④市民まちづくり協働への支援 ↓ ③は設置済、①②は方策3参照、④は方策5・方策7参照(④のうち景観整備機構は未活用)</p>		<p>【景観形成の方針と行為の制限、屋外広告物】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観の現況 市民意識アンケート <p>【景観重要公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観の現況 <p>【今後の推進方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績等の総合評価
方策2 景観計画区域内の行為の届出等	<p>高さ20m超または延べ面積3,000㎡超の建築物等が、届出対象となり、届出者が景観チェックリストにより、景観計画の行為の制限にある基準や配慮事項について自己診断をし、市との協議や市による確認を行い、適合の判断をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 方策1 (行為の制限) 	<p>【規制による良好な景観形成の誘導】</p> <p>大規模な建築物等の新築や増改築の際に、景観計画に基づく届出制度を実施し、エリアの特性に配慮した良好な景観形成を誘導していく。</p>	<p>(マイナスの防止) 地域の特性にあった景観の保全を図る。 (プラスの付加) 地域の景観が向上する整備が行われる。</p>	<p>高さ20m超または延べ面積3,000㎡超の建築物等は届出を行う ↓ 届出の状況は <u>参考資料2</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 景観の現況 行為の制限などを踏まえた景観形成への対応内容
方策3 景観地区	<p>建築物の形態・意匠の制限を景観地区で定め、その他配慮事項を誘導指針として整理し、建築物の新築等の際の申請の際に、申請者がチェックリストによりこれらを自己診断し、市との協議や市による確認を行い、認定の判断をする。 地区計画(用途や高さ等の制限)、広告物モデル地区も指定し、良好な景観形成をより効果的に図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 方策1 (推進方策) 方策5 (協議会) 	<p>【仙台を象徴する良好な景観形成の積極的誘導】</p> <p>杜の都にふさわしいすぐれた景観形成を図る地区において、景観地区制度を活用することで、仙台を象徴する良好な景観形成を積極的に誘導していく。</p>	<p>(マイナス防止) 仙台を象徴する景観の保全を図る。 (プラス付加) 地区の景観が向上する整備が積極的に行われる。</p>	<p>シンボルロードや仙台の玄関口等で活用を推進 ↓ 定禅寺通、宮城野通、青葉通の3地区を指定 ※認定の状況は <u>別紙3裏面</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 地区内の現況 基準や誘導指針などを踏まえた景観形成への対応内容
方策4 杜の都景観重要建造物等の指定	<p>杜の都の風土を醸し、周囲の環境と調和している建造物、工作物、樹木などで、市の指定方針や指定候補の考え方に合うもので、所有者の同意を得たものについて指定する。 現状変更を行う場合は、市への届出が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 方策6 方策7 	<p>【地域の景観のシンボルの保全・認知・活用】</p> <p>「杜の都景観重要建造物等」に指定することにより、<u>地域の景観のシンボルとなる建造物、工作物、樹木などの保全</u>を図るとともに、市民等への認知や活用を図り、<u>地域の個性を生かした景観形成</u>につなげていく。</p>	<p>(マイナス防止) 地域の景観のシンボルを保全する。 (プラス付加) 市民認知や活用により、<u>地域の個性を生かした景観形成</u>の取り組みにつなげる。</p>	<p>平成14年度に優先指定候補とした15件について、所有者等の理解を得ながら指定 ↓ 7件を指定</p>		<ul style="list-style-type: none"> 指定物件とその周辺の現況 当事者の意識、意見のヒアリング 市民意識アンケート
方策5 杜の都景観協定の締結、景観まちづくり協議会の認定等	<p>(杜の都景観協定の締結) 一定の区域の土地や建築物等の所有者等が締結した、<u>景観形成に必要な事項の協定を、市が認定する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 方策1 (景観重点区域) 方策6 	<p>【景観形成の自主的取り組みの枠組みの構築】</p> <p>地域の景観形成の推進のための自主的な取り組みについて、一定の要件に該当するものを市が認定することにより、<u>良好な景観形成への取り組みの誘導と支援</u>を図る。</p>	<p>(プラスの付加) 認定した建築物等が地域の<u>良好な景観形成の先導的役割を継続的に果たす。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請に対して認定 景観重点区域を中心に活用 ↓ 5件を認定 5件いずれも景観重点区域内 		<ul style="list-style-type: none"> 認定建築物とその周辺の現況 当事者の意識、意見のヒアリング
	<p>(景観まちづくり協議会の認定等) 一定の地域における景観形成の推進※を目的として組織された団体を市が認定する。 ※景観地区の指定や整備、景観協定の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> 方策1 (推進方策) 方策3 方策5 (協定) 方策6 		<p>(プラスの付加) 認定団体の<u>良好な景観形成への取り組みが認知され、継続的な取り組み</u>につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請に対して認定 景観地区を指定した、または指定を目指す地域を中心に活用 ↓ 3団体を認定 3団体いずれも景観地区内 		<ul style="list-style-type: none"> 当事者の意識、意見、活動実績のヒアリング

方策	概要	関連方策	ねらい	ねらいに対する目標	取り組みの方針と実績	現況と課題	調査項目(参考)
方策6 表彰・助成等の実施	(都市景観賞) 景観形成に寄与している建築物等や活動について、市民からの推薦を募り、審査会を経て各賞を決定し、所有者等の関係者や活動主体に授与し、市民などにも周知する。			(プラスの付加) 表彰が、保全、市民認知、景観配慮、活性化など、その後の取り組みなどに良い影響を与える。	都市景観賞の実施 ↓ 平成元年度から19年度まで10回開催(48件表彰)		・受賞物件とその周辺の現況 ・当事者の意見ヒアリング ・市民意識アンケート
	(景観まちづくり協議会への助成) 景観まちづくり協議会に対し、景観形成に関する活動に要する経費の一部を助成する。	・方策1 ・方策3 ・方策5 (協議会)	【景観形成の取り組みの支援】 景観形成に寄与する取り組みや建築物等について、表彰、人的支援及び経費の一部助成等を行うことで、より良い景観形成に向けた機運の醸成、質の向上、負担軽減、将来への継続などに繋げていく。	(プラスの付加) 景観まちづくり協議会の活動の継続・発展に寄与する。	申請に対して助成 ↓ 3協議会の7件の活動に対して助成		・当事者の意見のヒアリング
	(杜の都重要建造物等への助成) 杜の都重要建造物等に指定された建築物等の外観や樹木を保全する場合に、所有者等に対して、費用の一部を助成する。	・方策4		(マイナスの防止) 景観重要建造物等の保全につながる。 (プラスの付加) 景観重要建造物等の質を向上する。	申請に対して助成 ↓ 3物件の5件の保全工事に対して助成		・当事者の意見のヒアリング
	(景観アドバイザー) 景観まちづくり協議会の活動、仙台市の公共事業、景観形成に寄与する行為(建築物等の新築や改修、地域団体の勉強会)を行う場合に、技術的な助言を行う景観アドバイザーを派遣する。	・方策4 ・方策5		(プラスの付加) 公共施設、建物改修等を良好な景観に誘導したり、景観形成に寄与する活動の質を向上する。	申請に対して派遣 ↓ 5件の公共事業、8件の行為に対して派遣		・当事者の意見のヒアリング
方策7 景観総合審議会等の設置	(景観総合審議会) 学識経験者、市議会議員、景観形成に関する活動を行う団体の構成員等を委員とする審議会を設置し、景観形成に関する重要事項を調査審議する。		【景観形成の取り組み体制の構築】	(プラスの付加) 景観施策をより良い方向に誘導する。	必要に応じ開催		――
	(景観推進員) 景観に配慮したまちづくりを、市、市民及び事業者の協働により推進するため、景観推進員(景観サポーター)を必要に応じ委嘱し、景観形成に関する調査、提案等を行う。	・方策1 (推進方策) ・方策3 ・方策4	市民・事業者・市・専門家が一体となって取り組むための組織づくりを進め、良好な景観形成に向けた協働の取り組みを推進、育成し、市民・事業者・市による具体の景観形成の取り組みにつなげていく。	(プラスの付加) 活動成果を景観施策に反映することにつながることも、市民の景観への意識を向上する。	必要に応じ委嘱 ↓ 平成7～18年度は各年度で委嘱		・当事者の意識、意見のヒアリング
	(景観シンポジウム) 景観形成に関する知識の普及や意識の共有を図るため、市民・事業者・市・専門家が参加するシンポジウムを開催する。			(プラスの付加) 開催時期の重点的な取り組みと連動したテーマで開催し、景観施策への反映や市民の景観への意識向上につなげる。	各時期の話題にあわせ開催 ↓ 14回開催		・市民意識アンケート ・参加者のアンケート(実施済)

各方策の実施状況

※色のついている部分方策を実施した年度

		H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度								
景観7方策	方策1 景観計画の策定等 <small>(総合的な施策の推進)</small>	計画の策定等		景観基本計画策定		景観計画策定		景観計画施行		景観計画一部改訂																						
	方策2 景観計画区域内の行為の届出等 <small>(大規模建築物等指針)</small>	届出件数 建築物工作物		大規模建築物等指針策定		大規模建築物等の届出																										
	方策3 景観地区 <small>(景観形成地区の指定)</small>	地区指定		定禅寺通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定		宮城野通 景観形成地区指定						
		認定件数 定禅寺通 宮城野通 青葉通																														
	方策4 杜の都景観重要建造物等の指定 <small>(景観重要建造物などの指定)</small>	指定		指定あり方 指定候補 答申		3件指定		2件指定 活用イベン																追加指定 検討		2件指定						
	方策5 杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等 <small>(景観協定の締結と景観形成協議会の認定・育成)</small>	景観協定認定		1件 定禅寺通												1件 宮城野通																
		協議会認定																1件 青葉通														
方策6 表彰・助成等の実施 <small>(表彰と助成などの実施)</small>	都市景観賞		○		○		○		○		○		○																			
	景観アドバイザー	公共	要綱制定		1件		1件		2件		1件						1件								1件							
		その他	1件		1件		1件		1件		1件								3件		1件				1件							
	協議会活動助成				助成金 要綱制定		1件		1件		1件		1件								1件		1件		1件		1件					
景観重要建造物保全助成								助成金 要綱制定		1件		1件						3件														
方策7 景観総合審議会等の設置 <small>(景観審議会等の設置)</small>	審議会				景観審議会、屋外広告物審議会 開催										1回 +部会		2回 +部会		1回 +部会		2回		3回 +部会		4回 +部会		2回		3回		2回 +部会	
	景観サポーター		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○			
	景観シンポジウム																○		○						○		○		○			
景観に関するその他の動き		景観条例制定 (H7年3月)				歩行者系サイン が「ドライ」						景観法制定				景観条例一部改正		杜の都景観協議会設置						歩行者系案内誘導サイン基本方針								
屋外広告物に関する施策等				定禅寺通モデル地区指定		宮城野通モデル地区指定		広告物規制のあり方答申		禁止地域・許可地域見直し				宮城野通モデル地区指定		広告物景観地域指定								青葉通モデル地区指定		広告物施策あり方提言		禁止地域等一部見直し				
仙台市の動き				仙台21プラン		都市計画マスタープラン								都市ビジョン				東日本大震災・総合計画		都市計画マスタープラン				国連防災世界会議		地下鉄東西線開業						



青葉通景観地区 (H27年度指定)



景観重要建造物等・旧丸木商店 (H15年度指定)



青葉通まちづくり協議会の活動 (H28年度)



都市景観大賞受賞・東北大学片平キャンパス (H15年度)



景観サポーターの活動・まち探検 (H17年度)



景観シンポジウム (H28年度)

本市の景観施策の概要（前回審議会資料の抜粋）

自然と調和し、個性に富む、文化の薫り高い「杜の都」の創造（＝景観条例前文）を目指し、「杜の都」のアイデンティティを高める景観形成を図るための下記の目標のもと、景観条例における「景観3原則」を踏まえた「景観7方策」にもとづく施策を展開

【景観3原則】

基本原則

市、市民・事業者は、協働により、魅力的な景観形成に努める

市の責務

総合的な景観施策を市民・事業者の意見が十分反映されるように努め実施

市民・事業者の責務

自らが景観づくりの主体であることを考え、市の景観施策へ協力を努める

【景観7方策】

目標1

都市のアイデンティティの創出（国内外に発信する風格ある景観づくり）

- ①杜の都・仙台の顔となるシンボルゾーンとして、景観施策の重層的な展開を図る
- ②軸となる街並みにおける都市空間の景観形成を図る

目標2

地区の個性の表出（杜の都の伝統を受け継ぐ魅力的な景観づくり）

- ①杜の都にふさわしい良好な地域景観の形成を図る
- ②変化に富む自然風景に配慮した眺望景観の形成を図る

目標3

市民の身近な景観の演出（市民の暮らしを支える心地よい景観づくり）

- ①良好な景観形成に向けて市民参画の積極的な促進を図る
- ②市民主体の景観形成を支援する
- ③景観に対する市民意識の更なる向上を図る

1. 景観計画の策定等

先導的な景観推進方策を進める
・平成21年策定（平成25年一部変更）

2. 景観計画区域内の行為の届出等

良好な景観形成を誘導する
※高さ20m超又は面積3,000㎡超の建物などが対象

3. 景観地区

市街地の良好な景観形成を図る
〔景観計画の推進方策にもとづき、定禅寺通、宮城野通、青葉通の3地区指定〕

4. 杜の都景観重要建造物等の指定

歴史的、文化的建造物などの保全整備を進める
・優先指定候補15件のうち7件を指定（4件解体）
・東日本大震災で被災などに助成金活用

5. 杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等

自主的な地域のまちづくりを景観形成に向けて支援する
・景観協定は5件で締結（仙台マークワン など）
・協議会は定禅寺通、宮城野通、青葉通の3地区で認定

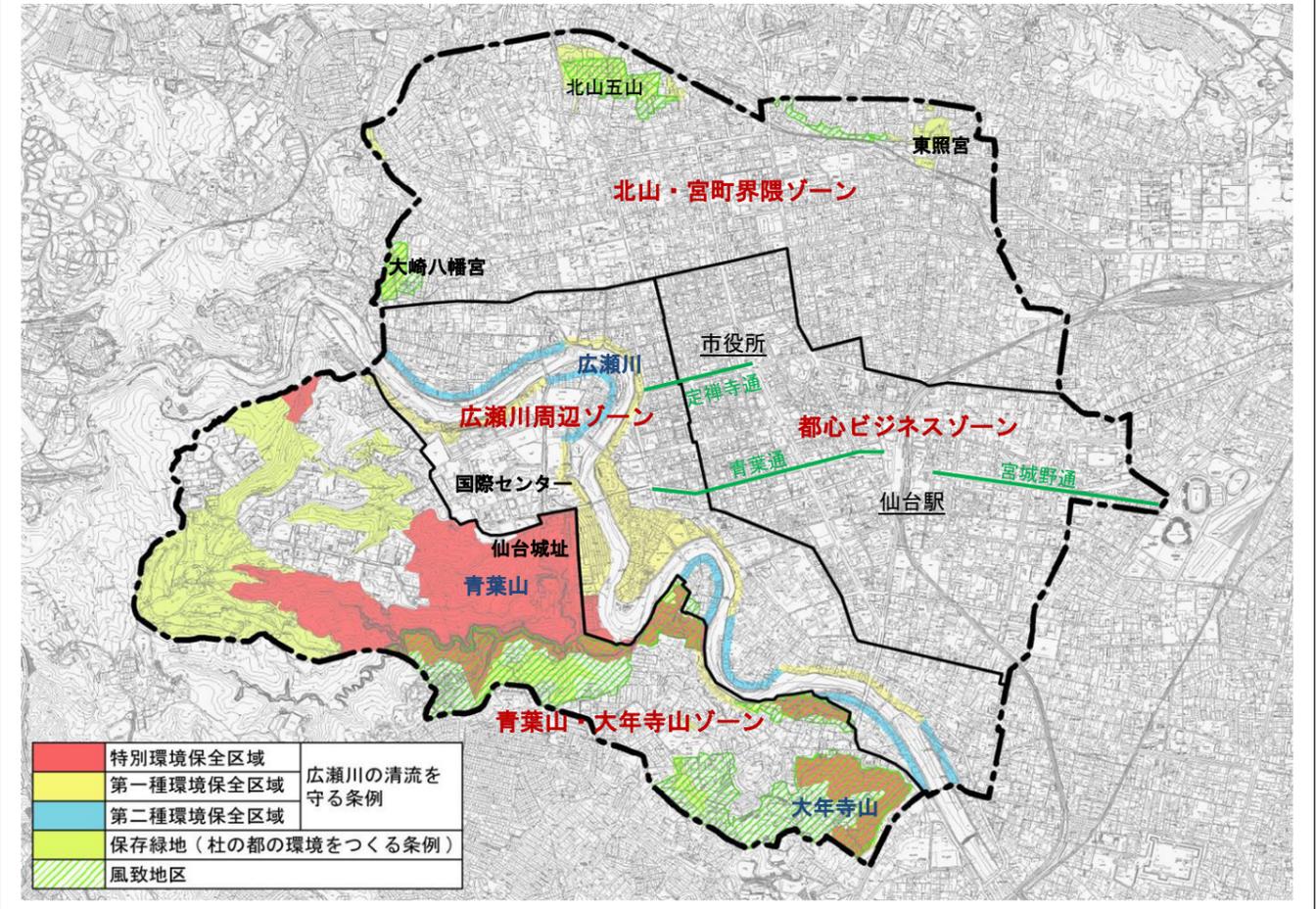
6. 表彰・助成等の実施

景観形成に寄与している建築物や活動を応援する
・都市景観賞はH19年までに10回実施（48件を表彰）
・協議会などの活動7件に助成（マップ作成、オープンカフェ実施）
・橋等の公共工事、景観重要建造物復旧などに
・景観アドバイザーを派遣

7. 景観総合審議会等の設置

景観形成に関する重要事項を審議する景観総合審議会と、景観に関する調査提案等を行う景観推進員を設置
・景観推進員（景観サポーター）はH19年度まで
・景観シンポジウムを定期的開催

【景観計画における景観重点区域】



青葉通景観地区の街並み



景観重要建造物等と市民活動での活用



協議会の活動（オープンカフェ）



景観協定を締結した建物



都市景観大賞受賞（定禅寺ストリートジャズフェスティバル）



景観サポーターの活動（まち探検ワークショップ）

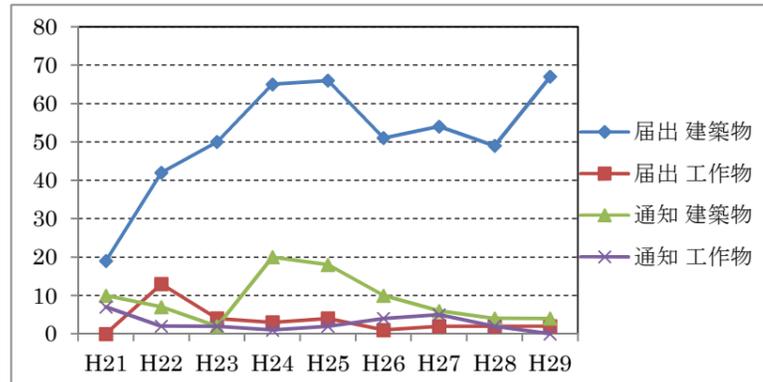


景観シンポジウム（市主催）

景観計画区域内の行為の届出等の実績（平成 21 年度～29 年度）

1. 年度別件数

年度	届出		通知	
	建築物	工作物	建築物	工作物
H21	19	0	10	7
H22	42	13	7	2
H23	50	4	2	2
H24	65	3	20	1
H25	66	4	18	2
H26	51	1	10	4
H27	54	2	6	5
H28	49	2	4	2
H29	67	2	4	0
合計	463	31	81	25



2. 建築物届出の内訳 (n=463)

①ゾーン別届出件数

	景観重点区域外		景観重点区域		計
	市街地景観	自然景観	市街地景観	自然景観	
景観重点区域外	262	11	0	0	273
広瀬川周辺ゾーン	0	0	27	5	32
青葉山・大年寺山ゾーン	0	0	4	0	4
都心ビジネスゾーン	0	0	112	0	112
北山・宮町界隈ゾーン	0	0	42	0	42
計	262	11	185	5	463

②面積の分布

～1,000㎡	18
1,000～3,000㎡	105
3,000～5,000㎡	134
5,000～10,000㎡	119
10,000～20,000㎡	57
20,000～50,000㎡	27
50,000㎡～	3

③高さの分布

0～10m	39
10～20m	122
20～30m	114
30～40m	110
40～50m	53
50～60m	9
60～70m	5
70～80m	8
80～90m	1
90～100m	2

景観重点区域内 189 件の高さ緩和の適用状況

緩和あり	17
緩和なし	172
計	189

④高さ制限緩和適用物件（17件）の概要

ゾーン別集計

	30m(緩和40m)	60m(緩和で80m)	80m(緩和で制限なし)	計
都心ビジネスゾーン		4	1	5
北山・宮町界隈ゾーン	7			7
計	7	4	1	12

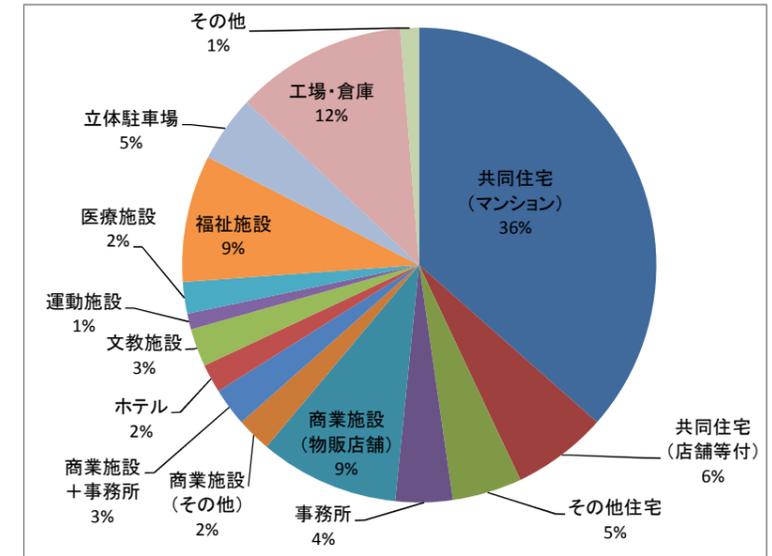
用途別集計

制限と緩和した高さ

	0～5m	5～10m	10～20m	計
共同住宅	16			16
事務所	1			1
計	17			17

⑤建築物用途別件数

共同住宅(マンション)	169
共同住宅(店舗等付)	30
その他住宅	22
事務所	18
商業施設(物販店舗)	44
商業施設(その他)	11
商業施設+事務所	12
ホテル	9
文教施設	12
運動施設	5
医療施設	10
福祉施設	40
立体駐車場	21
工場・倉庫	54
その他	6
計	463



ゾーン別集計

	景観重点区域外		景観重点区域					
	市街地景観	自然景観	市街地景観	自然景観	広瀬川周辺ゾーン	青葉山・大年寺山ゾーン	都心ビジネスゾーン	北山・宮町界隈ゾーン
共同住宅(マンション)	69	10	15	5			51	29
共同住宅(店舗等付)	10		3				15	2
その他住宅	16	1					2	2
事務所	7	1	1				6	2
商業施設(物販店舗)	39	1					5	
商業施設(その他)	6						4	
商業施設+事務所	3						8	1
ホテル	2		1				6	
文教施設	6		3				2	
運動施設	4							1
医療施設	10							
福祉施設	27	7					1	3
立体駐車場	5		2					2
工場・倉庫	52							1
その他	6							

高さ別集計

	0m～10m	10～20m	20～30m	30～40m	40～50m	50～60m	60～70m	70～80m	80～90m	90～100m
共同住宅(マンション)		6	48	62	35	4	5	6	1	2
共同住宅(店舗等付)		2	14	11	2			1		
その他住宅		1	2	9	7	3				
事務所		8	3	3	2			1		
商業施設(物販店舗)		18	18	3	1	1				
商業施設(その他)		3	6	2						
商業施設+事務所		1	2	3	1	4	1			
ホテル		1	1	3	3	1				
文教施設			3	8	1					
運動施設			3	2						
医療施設			5	3	2					
福祉施設		6	23	7	2	2				
立体駐車場		1	7	1	9	3				
工場・倉庫		10	7	4	3					
その他			3	1	2					